④ 法テラスを利用して「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

◆ 補助対象について

補助対象	着手金	実費
補助対象詳細	弁護士費用のうち**着手金**	実費負担金のうち、 ・申立てに係る **収入印紙代** ・申立て時に裁判所に求められる **予納切手代** ・申立てに必要な戸籍謄本・住民票などの **公的書類発行手数料** ※ 裁判所への交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外
補助上限	100,000円	50,000円
申請時期	**法テラスへの償還が始まった日の翌日から6ヶ月以内**	



◆ 申請の流れ

法テラス・弁護士に相談
（法テラス・弁護士事務所など）



市に事前相談
（奈良市役所子ども給付課）

法テラス・弁護士などと契約
（法テラス・弁護士事務所など）

生活保護などの方は、**申請により支払いが猶予される**ことがあります！

※ 猶予後に免除の場合は本補助の対象外
※ 猶予・免除の要件、申請方法などは法テラスへ！

法テラスへ償還開始
※順番が前後することがあります

書類提出≪交付申請≫
（奈良市役所子ども給付課）

※法テラスへ償還開始後、交付申請を！
※ 着手金の交付申請は、着手金支払い前
※ 実費の交付申請は、申立て（調停／強制執行）後にお願いします。

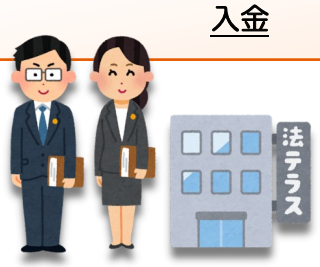
事件着手
（弁護士など）

裁判所へ申立ての準備
（対象費用）
申立てに係る**収入印紙代**や**予納切手代**、**戸籍謄本**などの**公的書類発行手数料**
領収書などは必ず保管してください！！

調停申立て ／ 強制執行申立て
（家庭裁判所 ／ 地方裁判所）
申立書を3部（本人控含む）用意し、受領印をもらいましょう！！

書類提出《実績報告》
（奈良市役所子ども給付課）

入金



※裏面に続く

◆ 必要な書類（着手金・実費共通）

□ 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）【申】〈報〉

※ コピー可、発行から６ヵ月以内のもの
※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）

□ 世帯全員の住民票の写し【申】〈報〉

※ コピー可、発行から６ヵ月以内のもの
※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）
※ 公簿などで確認できる場合、省略可



□ 弁護士などとの契約書【申】

□ 援助開始決定通知書の写し（法テラス発行分）【申】

□ 償還が始まったことがわかる書類〈報〉

※ 引落し状況がわかる通帳の写しなど

□ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの〈報〉

※ 現在の氏のもの

○ その他 記入必要書類

- 奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第１号様式）【申】
- 個人情報の取り扱いについての同意書【申】
- 重要事項説明についての同意書【申】
- 誓約書【申】
- 補助事業等実績報告書（第４号様式）〈報〉
- 奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第２号様式）〈報〉

＋ 着手金のとき

□ 事案の処理に着手したことがわかる書面〈報〉

※ 裁判所への申立書の本人控（要受領印）など

【奈良市から弁護士などの口座に直接払いを希望する場合のみ】

□○委任状（第３号様式）
□○弁護士等直接口座振込における説明事項及び確認同意書
※ 弁護士などが確認し、同意のうえ記入が必要
□弁護士などの振込口座のわかるもの
※ 委任状に記入している口座情報等が確認できるもの（通帳のコピー、契約書の記載事項、振込先が記載された請求書など）



＋ 実費のとき

□ 対象費用の領収書（弁護士発行）〈報〉

□ ○実費内訳報告書〈報〉
（弁護士が記入、もしくは弁護士に確認し申請者本人が記入）

□ 裁判所へ申立手続きしたことがわかる書類〈報〉

※裁判所への申立書の本人控（要受領印）など

